

エコマーク商品類型 No.130「家具」Version2.0 認定基準のポイント

新認定基準の旧基準(Version1.9)からの主な見直し内容について
主な見直し内容（概要）は以下の通りです。詳細につきましては Web サイトの認定
基準書をご確認ください。

主な見直し内容（概要）

1. 基準構成
2. 適用範囲
3. 再生材料等基準配合率
4. 金属製品に関する基準
5. 植物由来プラスチック
6. 保守部品または消耗部品の供給期間
7. ハロゲンの取扱い
8. シックハウス対策関連の基準
9. 革材（エコレザー）
10. 森林認証木材

1. 基準構成について 【認定基準書 1 ページ目】

現行基準と新基準との対照表を下記に示します。

エコマークの 4 つの環境評価項目が明確になるように構成を見直しました。

旧基準	新基準
4-1-1. 共通基準と証明方法	4. 認定の基準と証明方法
4-1-2. 材料に関する基準と証明方法	4-1-1. 省資源と資源循環
4-2. 品質に関する基準と証明方法	4-1-2. 地球温暖化の防止
	4-1-3. 有害物質の制限とコントロール
	4-1-4. 生物多様性の保全
	4-1-5. ユーザへの情報提供
	4-2. 品質に関する基準と証明方法
	5. 配慮事項

2. 適用範囲について 【認定基準書 2 ページ目】

旧基準と新基準との対照表を下記に示します。

グリーン購入法の特定調達品目の名称と整合させました。

旧基準	新基準
別表 1 日本標準商品分類による名称	別表 1 日本標準商品分類による名称
	別表 2 グリーン購入法特定調達品目

3. 再生材料等基準配合率について 【認定基準書 6 ページ目】

旧基準、新基準およびグリーン購入法との対照を下記に示します。

現状の認定商品の配合率の実態を踏まえた上、グリーン購入法の上位基準の位置付けを考慮して設定しました。

なお、グリーン購入法と同様に、再生材料の基準配合率の設定は主要材料ごととし、今まで計算から除外していたキャスターなどの小付属、軟質ウレタンフォームも計算に含めることとしました。また、合成繊維もプラスチック材に含めます。

主要材料名	再生材料の原料名	グリーン購入法	旧エコマーク		新基準
			金属 50%以上	金属 50%未満	
紙材	古紙パルプ	50%以上	50%以上 (板紙 90%以上、段ボール 100%)		70%以上
木材	再・未利用木材	使用すること	100%	30%以上	30%以上
プラスチック (繊維)	ポストコンシューマ材、 プレコンシューマ材	10%以上	10%以上 (50%以上)	30%以上 (50%以上)	15%以上*

*ポストコンシューマ材を使用する場合は、10%以上とする。

4. 金属製品に関する基準について 【認定基準書 7 ページ目、別表 3 : 22 ページ目】

旧基準と新基準との対照表を下記に示します。

単一素材分解可能率の基準値を引き上げると共に、リデュース・リサイクル配慮設計に関する具体的な要件に関して、資源有効利用促進法の省令を基にチェックリスト(一部添付書類有)を新たに導入しました。

旧基準	新基準
単一素材分解可能率の値が 85%以上	単一素材分解可能率の値が 90%以上
製品は従来品と比較して原材料の使用量の削減および部品・部材の軽量化・減量化(リデュース配慮設計)がなされていること。 製品は再生可能な材料の使用(リサイクル配慮設計)をしていること。	製品は従来品と比較して原材料の使用量の削減および部品・部材の軽量化・減量化(リデュース配慮設計)、再生可能な材料の使用(リサイクル配慮設計)がなされていること。具体的には別表 3 のチェックリストの要件を満たすこと。

5. 植物由来プラスチックについて 【認定基準書 8 ページ目】

2015年4月に公表した「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて」に準じ、プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率などの基準を新たに導入しました。バイオベース合成ポリマー含有率に関しては、家具で使用が想定される材料

が主として植物由来合成繊維であるため、商品類型 No.103「衣服 Version3」の基準配合率を参考に設定しました。

6. 保守部品または消耗部品の供給期間について 【認定基準書 9 ページ目】

旧基準と新基準との対照表を下記に示します。

修理体制に関する記載は、他のエコマーク商品タイプの認定基準の内容と合わせました。

新基準案では「修理」かつ「保守部品または消耗部品の供給」となっています。

旧基準	新基準
<p>申込者は、エコマーク認定製品の修理を行なう体制を整備していること。体制の整備は、次のいずれかまたは両方によること。①製品は修理が可能であり、申込製品の生産中止後、最低 10 年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。②ユーザが破損した部品を交換できるように工夫されており、当該交換用部品の供給期間が生産終了後、最低 10 年間確保されていること。ただし、単一部材のみで構成される製品（例えば、プラスチックの成型品など）は、本項目を適用しない。</p>	<p>保守部品または消耗部品の供給期間は当該製品の製造停止後、10 年以上とすること。ただし、単一部材のみで構成される製品(例えば、プラスチックの成型品など)は、本項目を適用しない。</p> <p>修理の受託体制が整備され、利用者の依頼に応じて修理を行っていること(リペアシステム)。体制の整備として以下 a)および b)を満たすこと。単一部材のみで構成される製品(例えば、プラスチックの成型品など)は、本項目を適用しない。</p> <p>a)修理を受託することの情報提供がなされていること。</p> <p>b)修理の範囲(サービス内容)、連絡先などに関する情報提供がなされていること。</p>

7. ハロゲンの取扱いについて 【認定基準書 10 ページ目】

旧基準と新基準との対照表を下記に示します。

商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」の基準を踏まえ、回収・リサイクルシステムを構築している製品、または使用期間が 20 年以上と想定される製品については使用を認めることとしました。

旧基準	新基準
<p>製品はハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。本項は着色剤、フッ素系添加剤、難燃剤、接着剤、コンセントなどの電装品については適用しない。</p>	<p>ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加している製品の場合は、使用済み製品のプラスチック部分の 70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の 70%以上が、マテリアルリサイクルされること。本項目は使用期間が 20 年以上と想定される製品、着色剤、フッ素系添加剤、難燃剤、接着剤、コンセントなどの電装品については適用しない。</p>

8. シックハウス対策関連の基準について 【認定基準書案 11・12 ページ目】

現行基準と新基準案との対照表を下記に示します。

社会的な動向等を踏まえ、基準を強化しました。

- ①規制対象物質にエチルベンゼン、スチレンを追加
- ②主要材料が木材に使用される塗料にもトルエン等の規制を適用
- ③塗料にもホルムアルデヒドの基準を適用

旧基準	新基準
<p>屋内家具は、トルエン、キシレンを処方構成成分として添加しないこと。ただし、塗料については適用しない。製品出荷時にこれらの物質の放散が低減されるよう、配慮を行なっていること。</p>	<p>屋内家具に使用される接着剤(ユーザ自身が組み立てることを前提に販売される家具に付属される接着剤を含む)は、別表 6 の「建材からの VOC 放散速度基準(建材からの VOC 放散速度基準化研究会)」の放散基準値を満たすこと。または、接着剤における VOC の 4 物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン)の各々の含有量が 0.1%(質量比)未満であること。</p>
	<p><主要材料が木材> 屋内家具に使用される塗料は、別表 6 の「建材からの VOC 放散速度基準(建材からの VOC 放散速度基準化研究会)」の放散基準値を満たすこと。または、塗料における VOC の 4 物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン)の各々の含有量が 0.1%(質量比)未満であること。</p>
<p>屋内家具の製造に使用する接着剤(組立て式の家具(製品購入後に、ユーザ自身が組み立てることを前提に販売される家具)に添付されている接着剤を含む)は、ホルムアルデヒドの放散のないもの、または日本工業規格(JIS)に規定されているホルムアルデヒド放散量基準のF☆☆☆☆の認定を受けたもの、またはこれと同等のものを使用すること。</p>	<p>屋内家具に使用される接着剤および塗料、または、接着剤および塗料が使用された屋内家具(部品)は、ホルムアルデヒドの放散について、以下の a) ~c) のいずれか一つに適合すること。ただし、F☆☆☆☆等級に相当する塗料が使用できない場合には、塗装後、十分な養生期間を設け、出荷段階で F☆☆☆☆等級に相当することを確認していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級に相当していること。 b) JIS A 1460 「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法ーデシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/L 以下、最大値:0.4mg/L 以下であること。 c) JIS A 1901 「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドおよび他のカルボニル化合物放散測定方法ー小型チャンバー法」により測

旧基準	新基準
	定したホルムアルデヒド放散速度が $5 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下であること。

9. 革材（エコレザー）について 【認定基準書 14 ページ目】

ソファなど的一般家具を想定し、商品類型 No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1」の認定基準を引用する形で、新たに導入しました。

10. 森林認証木材について 【認定基準書 15 ページ目】

テーブルなど的一般家具を想定し、FSC などの森林認証木材の認定基準を新たに導入しました。